

京丹後市立弥栄こども園保護者会規約

第一章 《名称及び事務所所在地》

第1条 本会は、弥栄こども園保護者会（以下「本会」という）と称し、所在地を京都府京丹後市弥栄町木橋551番地におく。

第二章 《目的及び事業》

第2条 本会は、こども園、家庭、地域社会との連携を密にし、園児の教育・福祉の増進を図り、会員の教養と親睦を深めることを目的とする。

第3条 本会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 園児の教育と保育に関すること
2. 会員の教養及び親睦に関すること
3. その他、本会の目的達成に必要なと認めること

第三章 《会 員》

第4条 本会は、次のものを会員とする。

1. 弥栄こども園に在籍する園児の保護者

第四章 《役 員》

第5条 本会の役員構成は、次のとおりとする。

1. 本部役員 5名
 - ①会長 1名
 - ②副会長 1名
 - ③庶務 2名
 - ④会計 1名
2. クラス委員 各2名
3. 会計監査 2名

第6条 本会の役員選出・承認は、別途、京丹後市立弥栄こども園保護者会運営規定に基づいて行う。

第7条 本会の役員任期は、1年とする。（4月1日より翌年3月31日まで）
欠員により選出された場合は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会 長 本会を代表し、会務を統括する。
2. 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。
3. 庶 務 本会の事務を処理する。
4. 会 計 本会の会計を処理する。
5. クラス委員 クラス会員の連絡等、本会の運営に協力する。
6. 会計監査 本会会計の監査に当たる。

第9条 本会に顧問をおき、弥栄こども園長を委嘱する。

第五章 《総 会》

第10条 本会総会は、定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会

年2回（年度当初・年度末）開催する。

2. 臨時総会

次の場合、臨時に会長が招集し、開催する。

①会長が必要と認めた場合

②会員の過半数の要請があった場合

第11条 本会総会は、会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席で成立し、議決は多数決とする。

第12条 本会総会の審議事項・承認事項は、次のとおりとする。

1. 会則並びに運営規定の承認及び改廃
2. 本部役員
3. 予算・決算
4. 会費
5. 事業
6. その他

第六章 《役 員 会》

第13条 本会の役員会は、次の通りとする。

1. 本部役員会
2. 運営委員会

第14条 本部役員会は、会長が招集し、本会の会務全般について審議する。

第15条 運営委員会は、会長が招集し、本会の運営協力事項について審議する。

第七章 《経 理》

第16条 本会経費は、会費・事業収入等をもってこれにあてる。

第17条 本会会費は、園児1人あたり、1,200円とする。

会費は、4月に全額納入する。但し、年度途中の入退園児については、入退園月を含めた月割り清算し、徴収・還付する。また、事業内容に応じ、会費が不足する場合は、追加徴収を行うことができる。

第18条 本会会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第八章 《運 営 規 程》

第19条 この会則の他、本会運営に係る必要な事項は、総会の承認により、別途、運営規程として定めることができる。

第九章 《設 立 年 月 日》

第20条 本会の設立年月日は平成30年4月1日とする。

付 則

この会則は、平成30年4月1日より施行する。

京丹後市立弥栄こども園保護者会運営規程

1. 本部役員の選任

- (1) 本部役員は、役員選考委員会により選考する。役員選考委員は、当年度本部役員がその任に当たる。
- (2) 本部役員は、原則として次期5歳児の保護者より選考する。ただし、立候補の場合はこの限りではない。
- (3) 役員の選任に当たっては、会員相互の負担の公平を図らなければならない。
- (4) 本部役員の承認は、総会で行う。
- (5) 次期会計監査は、前年度の役員選考委員会が指名する。

2. クラス委員の選任

- (1) クラス委員は、各クラスの保護者で協議し選出する。

3. 会計について

- (1) 会費の徴収・還付は、こども園をとおして行う。
- (2) 会費は、通帳により管理し、通帳代表者は会計とし、毎年度通帳名義変更を行う。
- (3) 会計監査は、年度末総会で監査報告を行う。

付 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。